

平成27年度第3回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成27年6月10日(水) 14時45分開会
15時45分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星 野 泰啓	教育部長	藤 田 芳昭
総務課長	橋 口 訓彦	施設課長	間 世 田 敏
文化財課長	兒 玉 潤一郎	美術館副館長	山 西 健夫
図書館長	齊 之 平 智	学務課長	松 山 武史
学校教育課長	白 濱 富男	保健体育課長	春 田 浩志
国体準備室長	遠 藤 章	青少年課長	岩 戸 均
生涯学習課長	大 堂 洋	少年自然の家所長	藤 山 洋一
中央学校給食センター所長	宮 里 弘見		

◇ **書記**

総務課主幹	土 屋 幹雄	総務課主査	久 家 加奈子
-------	--------	-------	---------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第17号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱の件
 - 定第18号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件
- 6 報告事項
 - (1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について
 - (2) 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について
 - (3) 市内中学校生徒に関する事案について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成27年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する議案2件と報告事項(1)は人事・人選に関する案件等でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。また、報告事項(3)は、個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第17号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第18号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について

委員長 次に報告事項(2)について説明をお願いします。

事務局 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択についてご報告いたします。本年度は、平成28年度から使用する中学校教科書の採択年度になっております。昨年度の小学校と同様に、採択事務を進めてまいります。平成27年4月22日に県教委から「教科書採択方法の改善について」通知があり、教育長や委員の皆様が時間的余裕を持って教科書見本を閲覧できるようにと示されております。そこで、本年度は、本日を含め定例会において可能な限り、閲覧の時間を設けさせていただきたいと考えております。本日は、今回の教科書採択事務について簡単に説明しまして、残りの時間を、教科書見本の閲覧に充てていただければと思います。資料1ページの図をご覧ください。中央にある鹿児島地区教科書採択協議会では、①の県教育委員会が作成した参考資料と、②の本地区協議会の教科書研究会が研究・作成した研究調書(研究会意見)、③の本市の各中学校が研究・作成した研究調書(学校意見)等を基に、協議の上、教科ごとに1つの教科書を選定しまして、本委員会へ報告があります。それを基に、8月の定例会において、本市で使用する教科書を決定していただきます。その際、2ページにありますような基準で採択をお願いします。3ページをお開きください。こちらは、教科書を研究する際の観点でございます。今度の教科書は、文科省による検定基準見直し後、初めての検定を経たものでございます。今回の特徴としまして、社会科の教科書に領土に関する記述が増えたこととございます。資料4ページをお開きください。社会科各社の領土に関する記述の概要を一覧にしたものです。参考までに、新しい教科書検定基準には、「①近現代史で通説的な見解がない場合、そのことを明示する。②政府の統一の見解に基づく記述にする。」などが加わったところです。社会科の教科書を8つ示してあります。いずれも地理、歴史、公民分冊になっております。特徴的な内容をおおまかにまとめてあります。まず、1番目の東京書籍でございます。この東京書籍では領土問題は存在しないという記述がないところでございます。そして歴史、公民の最後の2行に、国際的に認められているという表記がございます。これが他社にない部分でございます。次の2番目の教育出版でございますが、歴史と公民のところに領有権の問題は存在しないという表記が示されております。3番目の清水書院です。公民に領土問題解決に向けての取り組みが示されており、ここが特徴的なところです。次に4番目の帝国書院です。公民に領土問題の解決に向けての取り組みが示されています。それから5番目の日本文教出版です。地理、歴史、公民すべてで領土問題は存在しないという表記があります。6番目の自由社です。歴史のところに領土問題は存在しないと示されています。7番目の育鵬社です。公民に領有権の問題は存在しないというのが書かれてあります。8番目の学び舎です。領土問題は存在しないという表記がここだけございません。そしてまた、関係国の対立問題についても触れていないところでございます。以上のようなところがそれぞれ特

徹的なところがございます。説明をいたしましたところと一覧表にしましたところに付箋を付けておりますので教科書の付箋の部分と比較しながらご覧ください。後ほど少し時間を取っていただきますが、社会以外にも教科書を準備しておりますので、ご覧いただける時間がありましたらお願いいたします。また教科書の閲覧につきましては、いつでもご覧いただけるよう本館4階地区教科書センターに準備をしておりますので、ご希望がありましたら学校教育課へご連絡ください。以上でございます。

委員 日本は解決すべき領有権の問題は存在していないと言っているわけですが、実際に日本だけでそのように思っている相手があることですから。

委員 客観的に見れば関係国との対立があるのは事実だと思います。

委員 現在使われている東京書籍は、李承晩ラインのことが書いてあって竹島についての記述が他のところに比べると詳しいですね。そういう意味ではいろいろな子どもたちから質問が出たりして、先生が説明をする余地も幅が広がって知識的には理解の幅が広がるのかなと思います。それと領有権の問題は存在していないというのは、太字で示していただいている、教育出版と日本文教出版ですね。ここは、みんなわかっていることで対立があるのは事実なので、教科書に書いても書かなくても結局こういう対立であるということがわかればそれでいいと思います。

委員 鹿児島地区教科用図書採択協議会で選定するのですか。

事務局 地区採択協議会で教科ごとに1社を選定し、本教育委員会で決定をしていただくこととなります。

委員 意見が分かれることはありますか。

事務局 はい。ございます。

委員 その時は多数決で決めるのですか。

事務局 多数決ではなく、協議の中で調整をしていきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 市内中学校生徒に関する事案について

【 本 議 案 は 非 公 開 】

7 その他

委員長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 今後の会議日程のご案内でございます。7月の定例会は、7月1日水曜日の13時30分から14時30分、教育委員会室でございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

8 閉会

委員長 以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】